

2022年5月17日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

取締役社長 岩村 康次

「第111期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第111期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの記載をもちまして、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

【訂正箇所】（訂正箇所は下線で表示しております。）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由（3ページ）

（訂正前）

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が2021年6月16日付で施行されたことに伴い、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められておりますので、定款の一部を変更いたします。

① 変更案第12条（株主総会の招集）第2項は、遠隔地の株主さま等、多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう新設するものであります。

当社としましては、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主さまの利益にも照らして適切でないと判断したときに限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えております。

（訂正後）

(2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が2021年6月16日付で施行されたことに伴い、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められておりますので、定款の一部を変更いたします。

① 変更案第12条（株主総会の招集）第2項は、遠隔地の株主さま等、多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう新設するものであります。

当社としましては、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主さまの利益にも照らして適切でないと判断したときに限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えております。

なお、変更案第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

以上